

## XIV 麻薬取締部

### 1 業務の概要

麻薬、覚せい剤、大麻等の個々の規制薬物には、医療上の有用性、学術研究上の有用性、産業上の有用性があります。特に、モルヒネなどの麻薬は、癌疼痛緩和等医療上なくてはならないものです。その反面、それらの薬物が、ひとたび濫用されれば、その依存性故に自らの意思では制御できなくなり、薬物入手目的若しくは薬物購入資金入手目的での窃盗、強盗などの重大な二次犯罪や精神神経系の障害により発現する幻覚・妄想に基づく、暴行、傷害、殺人、放火等の凶悪犯罪を誘発することがあります。

最近では、薬物取引により生じる莫大な収益が犯罪組織を増殖させ、さらに、テロ資金、特に、武器・爆弾購入費に流れ、それらがテロ活動に供され、その結果、薬物乱用により治安の悪化を招くこととなります。

さらに、薬物乱用者自身は、薬中心の生活を送り、性格異常、虚構癖、怠惰など人格的欠陥を示すのは常であり、次第に社会的信頼を失墜していき、経済並びに社会生活の破綻を引き起こします。また、薬物乱用者は自己中心的な生活をおくり、欲望の赴くまま行動し、思い通りにならなければ、ところかまわず、暴力に及びます。家族やその周囲にいる人達は、こうした薬物乱用者に引き回され、苦痛と恐怖の毎日を強いられることとなります。このように、薬物乱用の弊害は莫大なものとなります。

こうした状況において、麻薬取締部は、規制薬物の有用性を最大限活用し、一方で、これら規制薬物の濫用による弊害をなくし、公共の福祉の増進を図り、地域住民が安心して生活できるようにするため、取締機関として、また、行政機関として業務に取り組んでます。

#### 【主な業務】

- ・薬物犯罪の捜査
- ・横流れ、誤用、不正使用を防ぎ、一方で規制薬物自体の有用性を最大限活用すべく、許認可業務、指導・監督業務
- ・予防教育・啓発
- ・中毒者の社会復帰を目指した医療提供、指導助言などの中毒者対策

#### 【所管法律】

- ・麻薬及び向精神薬取締法
- ・大麻取締法
- ・あへん法
- ・覚せい剤取締法
- ・国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（「麻薬特例法」）

### 2 平成 25 年度の主な業務

#### (1) 不正薬物の取締

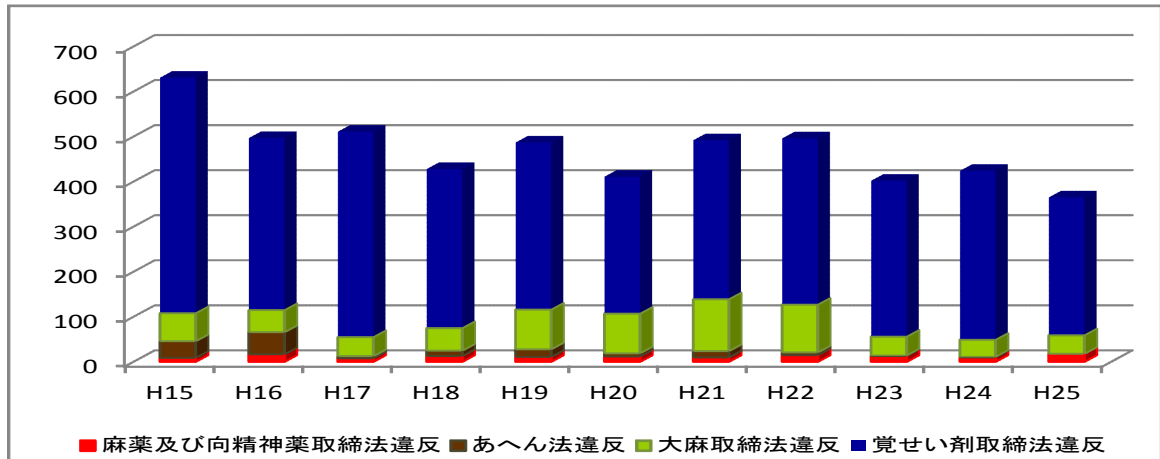
##### ア 薬物犯罪の捜査

我が国で最も乱用されている薬物は、依然として、覚せい剤です。平成 25 年における覚せい剤事犯での検挙者は、12,000 名で、検挙者数は、一時期に比べれば、減少し

ているように見えますが、未だに高水準で推移しています。加えて、全国的には、2003年以降、麻薬MDMAが若者層を中心に乱用されていること、そして、大麻事犯が、ここ数年減少傾向にはありますが、潜在的に乱用は続いています。

一方、東北管内は消費地域であり、傾向としては、全国的なものと同様であり、乱用薬物の主流は、覚せい剤、次いで大麻となっています。(図1)

図1 東北管内における法令別薬物事犯検挙者の状況



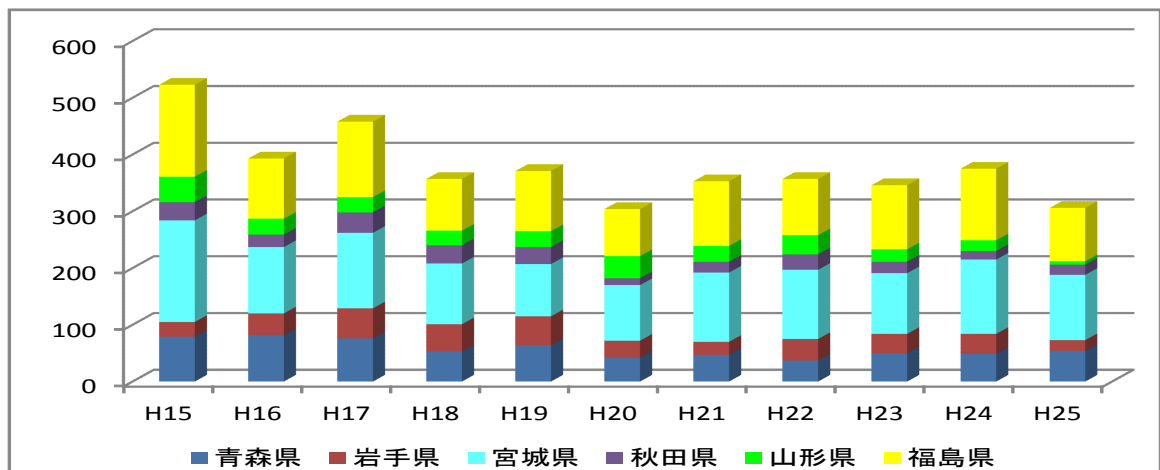
東北管内における全薬物事犯の検挙者数は、全国の約3%前後で推移しており、薬物汚染は少ない地域と言えるかもしれません。しかしながら、東北管内の薬物事犯の7割以上は覚せい剤事犯です。平成15年以降不正価格がかなり高騰した時期が続いたにも拘わらず、覚せい剤の乱用は衰えを見せません。これは、東北管内にも覚せい剤乱用市場が厳然として存在することを示しています。

大麻の乱用も全国的な傾向と同様に潜在的に乱用が続いている状況です。

さらには、5-Meo-DIPT、2C-1、TFMPP、GHBなどの他、平成24年7月に麻薬指定されたばかりのMDPVといったこれまで東北管内の乱用市場にはなかった麻薬も流れてきています。東北管内は、統計的には、汚染の程度は低いとはいえ、このように予断を許さない状況にあることは明らかです。

東北管内において事犯の最も多い覚せい剤事犯の検挙状況を県別に見てみますと、次のグラフに示すとおり、宮城県、福島県における検挙者が多く、この宮城県及び福島県における検挙者は、東北管内の全覚せい剤事犯検挙者の約70%を占めています。(図2)

図2 東北管内における覚せい剤事犯検挙者の状況 (県別)



こうした状況において、麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、特別司法警察員として、末端乱用者並びに供給元（密売人等）を検挙し、適切な刑を課すことにより猛省を促し、さらに、検挙した乱用者並びに供給者に対し、個別に薬物教育を施し、今後の同一事犯の再犯防止に努めており、需要抑制と供給遮断の両面から、地域環境を浄化し薬物汚染の脅威から地域住民を守るべく取り組んでいます。特に、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災の発生以降、「被災地には薬物を入れない」との方針をたて、被災地周辺での情報収集を強化し、密売人の検挙にも努めています。

密売ルートも多種多様に及び、特に、インターネットを悪用した薬物密売が大きな問題となっているところ、ネット監視も強化しており、これまでに管内から発せられていたインターネット販売サイトを発見し、その密売人を直ちに検挙し、東北管内においては新たな脅威と言える麻薬 TFMPP と BZP の合剤、麻薬メチロンの錠剤等麻薬の市場への流出を防ぎました。

このように麻薬取締部の捜査権をもって、覚醒剤、大麻並びに新たに出現した麻薬の密売ルートを断ち、地域環境の浄化に努めています。

一方、捜査面ばかりでなく、正規ルートからの横流れを防ぎつつ、麻薬等を必要とする患者等に適切且つ速やかに届けるべく、監視し、不適切な場合には、その是正を求め指導にあたるなどの業務を徹底して行うことも麻薬取締部の業務です。特に、東日本大震災後は、麻薬等を必要とする患者へ過不足なく適切に届くよう努めてきました。しかしながら、中には、外国から持ち込んだ医療用麻薬で呼吸困難にいたらしめ、健康被害を引き起こした医師など、麻薬等取扱者に刑罰を課すことにより患者等の利益を守る必要がある場合もあり、そうした場合には、速やかに捜査権も発動しています。

大麻事犯の検挙者については、平成 21 年をピークに減少していますが、それと引き替えに、「違法ドラッグ」の乱用が増加しています。これは、一般的に「合法ドラッグ」と称しているものです。「合法」と言えば、安全なものと思われがちですが、実際は非常に危険な物で、その使用によって、意識混濁、呼吸抑制などを引き起こし、救急搬送されたケースが後を絶たず、かつ、その使用がどんな症状をもたらすか、どの程度の精神症状を呈するかまったく予測ができません。

事実、こうした合法と称するとともに危険な薬物を使用し、

- ・人の顔を食べてしまったというマイアミゾンビ事件  
の他、
- ・隣人の頬をかみちぎったマイアミゾンビ事件に類似した事案
- ・3 歳の子供を殴り、全裸のまま近所の人を襲いまくり、最後に犬を絞め殺した

という事案などが報告されています。

こうした薬物は、葉片状のもの（ハーブ）、液状のもの、粉末状のもので、通常、「お香」、「入浴剤」などと称し販売されていますが、いずれも大麻の成分に類似した成分、覚醒剤に類似した成分が混ぜられており、非常に危険なものなのです。



仙台市内においては、平成 24 年に自動販売機による販売も出現しています。

#### 仙台市内に出現した違法ドラッグの自動販売機



かように薬物乱用問題は、益々、深刻な状況を呈しており、麻薬取締部としては、今後、麻薬・覚醒剤・大麻等の薬物取締はもとより、こうした違法ドラッグの流通阻止に向け、全力で取り組んでいく所存です。

#### イ 関係機関との協力

毎年、北海道厚生局麻薬取締部と東北厚生局麻薬取締部が合同で、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を開催しています。この会議は、中央省庁（警察庁、法務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁）からの出席者を得て、それぞれの管内の高等検察庁、地方検察庁、入国管理局、管区警察局、警察本部、税関、海上保安本部、入国管理局、在日米空軍特別捜査局（OSI）、在日米海軍犯罪捜査局（NCIS）、北海道並びに東北 6 県各県薬務主管課といった取締担当機関からの実務レベルの担当が一同に会して、現状分析を行うと共に、取締上の問題とその対策につき、意見交換し、さらに地域内における関係機関間の協力関係を構築さらには強化することを目的として開催しています。

平成 25 年度においては、北海道地区と東北地区合同にて山形県山形市にて、関係機関から約 80 名の出席を得、北海道・東北管内における情勢分析、取締上の問題とその対策のみならず、上述の違法ドラッグ対策についても、深い議論を行いました。

#### (2) 行政指導・監督

##### ア 許認可業務

麻薬、覚せい剤、大麻等規制薬物については、本来、その取扱いを一切禁止し、不正行為に対しては、徹底して取締り、その濫用による危害防止を図る一方、それら規制薬物の有用性を最大限活用すべく、医療上、学術研究上、産業上必要とする分野において、免許又は許可をもって「禁止の解除」を行い、それら規制薬物の有用性を最大限活用しようとするのが麻薬等薬物関係法の仕組みです。

麻薬取締部は、平成 13 年 1 月 6 日の省庁再編に伴い厚生労働大臣の権限に係る許認可中、「地方厚生局長に委任された許認可関係事務」及び「麻薬取締部長の権限となった事務」のすべてについて、申請を受け付け、調査し、審査し、免許証、許可書等を発付するといった許認可事務、その他許認可に係る報告、届出、集計事務を行っています。

※平成 25 年度の主な許認可の件数

免許関係	15 件
許可関係	313 件

こうした免許並びに許可に基づく、報告・届出についてチェックし、適正取扱い並びに不正流出のないことを確認も行っています。

この許可件数には、平成 19 年 9 月 1 日から認められるようになった麻薬小売業者の免許を持つ薬局間の麻薬譲渡許可が含まれ、その申請件数は年々増加しています。この麻薬小売業者間譲渡許可制度とは、在庫不足のため、患者の求める調剤に応じられない場合に限り、その不足麻薬について、認められたグループに属する薬局から譲渡を受けることにより速やかに調剤の上、患者へ必要とする麻薬を提供するという制度です。麻薬取締部は、患者の利益を優先に、ターミナル・ケアの推進を図るべく、速やかに審査し、迅速な処理に努めているところであり、平成 25 年中には、50 グループ 258 薬局に麻薬小売業者間譲渡許可を行いました。

イ 行政監視

厚生労働大臣権限により免許された麻薬取扱業者が管内にある。これに対する立入検査を実施している他、常に、適正取扱いについて、また、需要に応じた供給を行うべく、監督・指導を行っています。

加えて、管内各県薬務主管課や保健所と合同で、知事権限の免許区分に係る麻薬診療施設（病院、医院等）、麻薬研究施設、麻薬小売業者（薬局）を中心とした立入検査を実施し、適正に取扱いがなされていることや横流れがないことを確認する一方、将来、事故、横流れ、不正施用の発生が懸念される状況にある場合、その他不適切な取扱い等がある場合には、その改善に向け、指導しています。こうした立入検査は、麻薬取扱業者の免許の有効期間が最大 2 年間であり、その有効期間内に 1 回は実施することとしています。

平成 25 年度において、発見された違反のほとんどについては、地域住民の利益を第一とし、行政指導により改善を図りました。しかし、24 年度には医師が外国から持ち込み、これを人に譲渡、その譲渡された者がむやみに使用し、呼吸困難を呈し搬送救急された重大な事案があり、25 年度にも、外国から治療薬として日本に麻薬を持ち込んだ事例が 3 件あり、いずれも 24 年度同様、大きな健康被害も引き起こしかねないものと判断されたため、捜査に着手しました。こうした重大違反に対する捜査権の発動も適正な流通を確保し、麻薬等を必要とする患者へ適切にお届けし、有益性を活用するための措置です。

ウ その他指導監督

これまでも、医療機関、卸売業者における麻薬・向精神薬・覚醒剤原料の適正取扱いに向けた研修会に講師として職員を派遣しています。

また、東北管内の麻薬取締に従事する県職員と、統一の認識の下で適切な指導にあたるべく、平成 22 年度以降、検討会を設置し、取締上の問題点について協議しています。これにより、横流れ等の事故を防止しつつ、患者へ適切に麻薬等を届けるという法の目的達成に向け、適切な指導方法を見だし、実施しているところです。

また、日々の業務において接した麻薬等の取扱上の問題について、管内各県並びに管内業者から照会があり、これについて助言並びに回答を行っています。

### (3) 予防教育・啓発

薬物乱用防止に最も重要なことは、「違法薬物には近づかない」、「一度たりとも使わない」ということです。しかし、巷には、「きれいになる」、「害はないんだ」、「本当に世界が変わるんだ」、「1回くらいなら大丈夫」等といった誤った情報が氾濫し、こうした情報に惑わされ、一時の好奇心、快楽欲求から、違法薬物に手を付けてしまい、本来、輝かしい人生であるはずが、取り返しのつかない状態になってしまったというケースも少なくありません。そのため、正しい情報を流布し、「断る勇気」の育成、「違法薬物は、ダメゼッタイ」の精神普及に努めるべく、

- ・地域薬物乱用防止指導員研修会に講師派遣
- ・高等学校へ現役麻薬取締官を派遣し、講演会の実施
- ・「麻薬・覚せい剤乱用防止運動地区大会」の実施

等を行っています。

#### ※講師派遣実績

- ・平成 22 年度には、講師として職員を延べ 11 名派遣、約 1,780 名を対象に予防教育を実施しました。内 3 件は高校生対象。
- ・平成 23 年度は、震災の影響もあり、講演回数は減りましたが、延べ 8 名を派遣し、350 名を対象とした予防教育を実施しました。
- ・平成 24 年度は、講師として延べ 12 名派遣、約 1,580 名を対象とした予防教育実施。内 3 件は、管内高等学校の高校生対象。他、日頃、薬物問題に関わっている専門家を対象としたもの、薬物指導教育者の養成のためのものがありました。
- ・平成 25 年度は、講師として延べ 10 名派遣、約 1,150 名を対象とした予防教育実施。内 3 件は、中・高校生を対象としたもの。他、日頃、薬物問題に関わっている専門家を対象としたもの、薬物指導教育者の養成のためのものがありました。

加えて、被災地への薬物進入を阻止するため、仮設住宅でも個別に薬物教育を実施しました。

※仮設住宅 10カ所 対象 仮設住宅にお住まいの方 200名

こうした予防教育は、諸刃の刃になる恐れもあり、「寝た子を起こしてしまう」との懸念の声もあるため、実施した高校生を対象とする予防教育では、薬物への興味を喚起することなく、正しい知識を流布し、断る勇気を育成するといった目的を効果的に達成するための予防教育の方法を模索しつつ、現役麻薬取締官を派遣し予防教育を行っています。そして、講演後に無記名にて感想文の提出をお願いしています。多くの高校生から「将来の夢のためにも、絶対に薬物に手をださない」、「自分は、勧められても、絶対にやらない」、「一時の快楽のために、一生を棒にすべきではない」、「自分のことだけではなく、友人や家族、お世話になっている人に迷惑がかかるので、絶対やってはいけない」、「薬物をやっている友人がいたら、止める」等のコメントを得ており、一定の成果が認められました。特に、こうしたコメントの中に、「一度、勧められたが、やらなくてよかった」、「若い内に1度はやってみたかったが、やはりやるべきではないとわかった」といったものもありましたが、「勧められたが、やらなくてよかった」、又は、「1度はやりたいと思ったが、やらない」と言わしめた点は、この予防教育の大きな成果と言えます。一方で、こうしたコメントは、薬物の脅威が確実にごく身近に迫っていることを表しているもので、今後も、こうした草の根的な予防教育を通じて、「断る勇気」の育成、「薬物乱用は、ダメ。ゼッタイ。」の精神の普及推進が重要であると認識しています。

また、平成 24 年度に秋田市にて開催した「麻薬・覚醒剤乱用防止運動秋田大会」では、地元のアイドル、地元ヒーローをコラボさせ、薬物乱用問題をテーマに寸劇を行い、最後に地元アイドルによる大会宣言で締めくくりました。この寸劇については、会場からも薬物のめりこむ過程がわかりやすい、大会宣言については「ダメ、ゼッタイ」のメッセージが伝わったとの評価を得ており、この寸劇と大会宣言についてDVDを作成し、秋田県内の小学校、中学校、高等学校、計 500 カ所に啓発資材として配布しました。

平成 25 年度には、盛岡市にて「麻薬・覚醒剤乱用防止運動盛岡大会」を開催し、水泳のメダリストを招聘し、当メダリストと地元高校生とのディスカッションを通じて、薬物乱用の恐ろしさが訴えられ、さらに、高校生から、

- ・ルールを守ることが重要。

- ・薬物によらず、自分の能力だけで競うのがスポーツの醍醐味等の意見が寄せられ、十分にメッセージ発信がなしえたと評価されます。

加えて、こうした予防啓発活動をさらに推進させるべく、

- ・予防啓発活動のさらなる推進を目指し、予防啓発活動の功労者に対する厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者の推薦、同表彰状等の交付、贈呈を行いました。宮城県在住の厚生労働大臣表彰者及び医薬食品局長表彰者については、東北厚生局長から伝達が行われました。

#### (4) 中毒者対策

##### ア 相談電話

昭和 61 年 10 月 1 日から「麻薬・覚せい剤相談電話」を設置しています。これは、取締とは異なった見地から保健衛生上の危害を防止すべく、薬物乱用者自身やその家族、知人など問題に悩む人々に広く相談の機会を設け、必要な助言を行うことを目的としています。

東北厚生局麻薬取締部にもこの「相談電話」が設置されており、その番号は、

0 2 2 - 2 2 7 - 5 7 0 0

との語呂合わせにより、覚えやすい番号としています。

この相談電話は匿名でも受け付け、薬物自体の特性に加えて、医療面、教育面、取締面等関係部門に造詣の深いベテランの麻薬取締官がその対応にあたっています。この電話以外にも、麻薬取締部の代表電話若しくは来所によっても相談を受けています。

##### ※平成 25 年の状況

計 28 件（前年 41 件）の相談受理。

内、最も多かったのが、覚醒剤に係る相談で 17 件。他、大麻に係る相談 2 件、向精神薬に係る相談 1 件に加え、違法ドラッグに係る相談 2 件あり、特に、違法ドラッグに関する相談内容は、使用をやめさせるための方法、及び、その後遺症への懸念に関するものでした。

こうした相談に対し、麻薬取締部は、最優先事項とし、これまでも、相談者のニーズに合ったアドバイスを行ったり、家族とともに最も適した方策を検討し、中には医療機関へ同行したケースや、薬物剤乱用者により、恐怖の毎日を強いられることは珍しくはなく、生活の安寧を提供すべく即捜査に着手したケースも数件ありました。

## イ 麻薬中毒者対策

医療を必要とする麻薬中毒者に適切な医療を提供する、措置入院制度があります。その制度は、麻薬中毒者が発見された場合、各県吏員が調査にあたり、必要あれば、県知事が指定した精神保健指定医に診断するよう求め、その診断の結果、「麻薬中毒であり、入院させなければ、麻薬の施用を繰り返す恐れがある」場合には、都道府県知事は、その麻薬中毒者を措置入院させ、治療させることができる仕組みです。

麻薬取締部も特に犯罪性がうかがえる案件について各県薬務主管課に協力して、調査にあたっています。

平成 25 年中には、犯罪性のある麻薬中毒事案は報告されていません。

## ウ 薬物中毒者対策連絡会議及び講習会

北海道・東北ブロック合同で薬物中毒者連絡会議を開催しています。当会議は、薬物依存・中毒者の治療、社会復帰に携わる医療機関、取締機関、その他関係機関等の専門家による相談事例及び対策について、情報並びに意見の交換を行い、地域における関係機関の連携を図ることを目的として行っています。

平成 25 年度においては、札幌市にて「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」を開催し、薬物依存症例の紹介と治療回復プログラム、関係機関の連携の重要性について、話し合われました。

また、平成 20 年度から、「北海道・東北地区薬物中毒対策連絡会議」の開催に合わせて、薬物問題についての相談を受理する側の意識を高め、その資質向上を図るべく、「再乱用防止対策講習会」を開催することになり、平成 25 年度も、これまで同様、前述の連絡会議開催にあわせて、国立精神・神経センターの専門家らによる薬物乱用者への援助と社会復帰のため地域へ結びつけるため、認知行動療法を活用した治療方法の紹介に加え、関係機関の連携、地域における民間団体の活用の重要性について講演が行われました。当講習会は、地域全体の再乱用防止の意識と知識の向上を図るべく、一般にも公開されています。

※平成 25 年度講習会参加者約 100 名

## (5) 不正大麻・けし対策

我が国で乱用される薬物のほとんどは、海外から不正ルートを通じて搬入されています。しかし、けし・大麻については、栽培による国内供給もあり、こうした大麻、けしの栽培については、次の規制があります。

### ア ソムニフェルム種及びセティゲルム種のけし

あへん法により、厚生労働大臣の許可を受けた「けし栽培者」以外の者の栽培を禁止  
イ ハカマオニゲシ

麻薬及び向精神薬取締法にて、コカ、サイロシビン含有キノコ、サイロシン含有キノコとともに、「麻薬原料植物」として規制され、都道府県知事の免許を受けた「麻薬研究者」が研究のため厚生労働大臣の許可を受けて栽培する以外は禁止

### ウ 大麻

大麻取締法にて、都道府県知事の免許を受けた「大麻取扱者」による栽培以外を禁止

これら植物の栽培に係る規定に違反すれば、麻薬等薬物の密輸入、密造と同様に供給行為として厳しい罰則が課せられます。

麻薬取締部では、不正栽培事案について、厳格な取締を行う一方、違法な大麻・けし



を地域環境内から排除すべく、どれが合法かどれが違法かについて広報に努めると共に、管内各県職員や保健所の職員らと協力し、自生大麻、自生けしの抜去を行っています。

※平成 25 年度実績 けし 約 5.2 万株（前年約 4.2 万株）、  
大麻 約 34.3 万株（前年約 50 万株）

平成 25 年中に抜去数は、けしがやや増加していること、また、大麻が前年に比べ減少しているものの、未だ、高水準にあることから、今後も監視を継続する必要があります。